

北海道告示第 10299 号

北海道立道民活動センター条例（平成 3 年北海道条例第 14 号）第 12 条第 3 項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和 6 年 2 月 26 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 施設の名称
北海道立道民活動センター
- 2 指定管理者
一般財団法人道民活動振興センター
- 3 利用料金の額
別表のとおり

(別表)

- 1 ホール、会議室、研修室等を利用する場合（条例別表 2 及び 3 の表の場合を除く。）

区 分		利 用 料 金 の 額			
		午 前	午 後	夜 間	1 日
ホ ー ル	平 日	45,500円	45,500円	60,700円	144,300円
	土 曜 日 日 曜 日 休 日	54,600円	54,600円	72,900円	173,200円
リ ハ ー サ ル 室		4,000円	4,000円	5,100円	11,800円
展 示 ホ ー ル	A				11,550円
	B				11,550円
1 1 0	会 議 室	3,400円	3,400円	4,300円	10,000円
3 1 0	会 議 室	3,700円	3,700円	5,100円	11,300円
3 2 0	会 議 室	1,900円	1,900円	2,500円	5,700円
大 会 議 室		14,100円	14,100円	17,100円	38,500円
5 1 0	会 議 室	4,700円	4,700円	6,200円	14,000円
5 3 0	会 議 室	2,100円	2,100円	3,100円	6,600円
5 4 0	会 議 室	3,400円	3,400円	4,300円	10,000円
6 1 0	会 議 室	3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
6 2 0	会 議 室	3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
6 3 0	会 議 室	1,900円	1,900円	2,800円	5,900円
7 1 0	会 議 室	7,600円	7,600円	10,300円	21,700円
7 6 0	会 議 室	2,500円	2,500円	3,500円	7,700円
8 1 0	A 会 議 室	2,500円	2,500円	3,500円	7,700円
8 1 0	B 会 議 室	3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
9 1 0	会 議 室	2,500円	2,500円	3,500円	7,700円

9	2	0	会 議 室	4,400円	4,400円	5,800円	13,100円
1	0	1	0 会 議 室	3,700円	3,700円	5,100円	11,300円
1	0	2	0 会 議 室	3,400円	3,400円	4,300円	10,000円
1	0	3	0 会 議 室	5,500円	5,500円	7,300円	16,500円
1	0	4	0 会 議 室	5,500円	5,500円	7,300円	16,500円
1	0	5	0 会 議 室	4,700円	4,700円	6,200円	14,000円
1	0	6	0 会 議 室	7,600円	7,600円	10,300円	21,700円
1	0	7	0 会 議 室	5,500円	5,500円	7,300円	16,500円
5	2	0	研 修 室	8,100円	8,100円	10,800円	23,000円
7	3	0	研 修 室	5,500円	5,500円	7,300円	16,500円
7	4	0	研 修 室	2,500円	2,500円	3,500円	7,700円
7	5	0	研 修 室	3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
8	2	0	研 修 室	11,600円	11,600円	15,200円	32,600円
9	3	0	研 修 室	3,100円	3,100円	3,700円	8,900円
9	4	0	研 修 室	4,400円	4,400円	5,800円	13,100円
レクリエーション研修室				7,700円	7,700円	10,400円	23,200円
調 理 室				600円	600円	900円	1,900円
和室研修室 樹	和 室 研 修 室 えぞまつ			1,200円	1,200円	1,800円	3,800円
	和 室 研 修 室 あかなら			1,200円	1,200円	1,800円	3,800円
和室研修室 花	和 室 研 修 室 はまなす			1,300円	1,300円	1,800円	4,000円
	和 室 研 修 室 すずらん			1,800円	1,800円	2,300円	5,300円

2 ホール、会議室、研修室等を利用者が営利又は営業の目的で利用する場合(3の表の場合を除く。)

その利用の区分に応じ、1の表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額

3 ホール、会議室、研修室等を利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収して利用する場合(入場料等の額(入場料等の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。)が2,000円を超える場合に限る。)

区 分	利 用 料 金 の 額
1 入場料等の額が4,000円未満の場合	その利用区分に応じ、1の表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額
2 入場料等の額が4,000円以上の場合	その利用区分に応じ、1の表に定める額にそれぞれ3を乗じて得た額

4 設備等を利用する場合

区 分	利用料金の額 (円)		備 考
ホールを利用する場合			
舞 台 設 備			
所作台	1回1式につき	7,390	
反響板	1回1式につき	2,790	
平台	1回1台につき	220	
かげ段	1回1台につき	110	
講演台(3点セット)	1回1式につき	110	
金屏風 <small>びょうぶ</small>	1回1双につき	2,460	
座布団	1回1枚につき	110	
上敷	1回1枚につき	220	
松竹羽目	1回1式につき	2,460	
紗幕 <small>しや</small>	1回1枚につき	670	
浅黄幕	1回1枚につき	670	
紅白幕	1回1枚につき	670	
暗転幕	1回1枚につき	670	
大黒幕	1回1枚につき	670	
グリーン幕	1回1枚につき	670	
毛せん	1回1枚につき	440	
地がすり	1回1枚につき	1,000	
振り竹	1回1式につき	670	
雪かご	1回1式につき	220	
指揮台	1回1台につき	220	
譜面台	1回1台につき	110	
指揮者用譜面台	1回1台につき	110	
スクリーン	1回1式につき	2,460	
姿見鏡	1回1面につき	220	
照 明 設 備			
Aセット	1回1式につき	17,380	ホーターライト(200ワット66灯)1列 スポットライト(1キロワット)115台 スポットライト(1.5キロワット)18台 スポットライト(500ワット、575ワット又は650ワット)50台 アッパーホリゾントライト(500ワット90灯)1列 ロアホリゾントライト(300ワット108灯)1列
Bセット	1回1式につき	14,340	ホーターライト(200ワット66灯)1列 スポットライト(1キロワット)80台 スポットライト(1.5キロワット)12台 スポットライト(500ワット、575ワット又は650ワット)24台 アッパーホリゾントライト(500ワット90灯)1列 ロアホリゾントライト(300ワット108灯)1列

Cセット	1回1式につき	6,160	スポットライト(1キロワット)8台 スポットライト(1.5キロワット)12台 天板ライト(85ワット)34灯
Dセット	1回1式につき	4,150	ボーダーライト(200ワット66灯)1列 スポットライト(1キロワット)20台 スポットライト(1.5キロワット)6台 スポットライト(500ワット、575ワット又は650ワット)10台
ボーダーライト(200ワット66灯)	1回1列につき	3,360	
天板ライト(85ワット34灯)	1回1式につき	3,360	
アップーホリゾントライト(500ワット90灯)	1回1列につき	1,900	
ローホリゾントライト(300ワット108灯)	1回1列につき	3,700	
フットライト(60ワット60灯)	1回1列につき	2,460	
花道フットライト(60ワット24灯)	1回1列につき	1,230	
センタースポットライト(2キロワット)	1回1台につき	3,960	
スポットライト(1.5キロワット)	1回1台につき	440	
スポットライト(1キロワット)	1回1台につき	220	
スポットライト(500ワット、575ワット又は650ワット)	1回1台につき	110	
LEDライト	1回1台につき	110	
ストリップライト(8灯式)	1回1台につき	440	
ストリップライト(4灯式)	1回1台につき	220	
プロジェクタースポットライト(1キロワット)	1回1台につき	670	
プロジェクタースポットライト(500ワット)	1回1台につき	330	
ディスクマシン	1回1台につき	330	
ダブルマシン	1回1台につき	330	
フィルムマシン	1回1台につき	330	
マスクングキャリアケース	1回1台につき	330	
先玉	1回1個につき	110	
エフェクトパターン	1回1枚につき	110	
ドラムマシン	1回1台につき	890	
波エフェクト	1回1台につき	890	
ミラーボール(吊式)	1回1台につき	780	
マルチストロボ	1回1台につき	220	
フォグスモークマシーン	1回1台につき	2,230	
星球(50個)	1回1式につき	550	
ブラックライト	1回1台につき	110	
ドライアイスマシン	1回1台につき	1,110	
ライト用段スタンド	1回1台につき	220	
ライト用平置スタンド	1回1台につき	110	
持込み照明設備	1催事1台につき	110	
カラーフィルター	1回1枚につき	110	
音響設備			

音響調整卓	1回1式につき	4,930	
カセットテープデッキ	1回1台につき	670	
コンパクトディスクプレーヤー	1回1台につき	890	
メモリーレコーダー	1回1台につき	780	
ミニディスクプレーヤー	1回1台につき	770	
ミニディスクレコーダー	1回1台につき	940	
デジタルサウンドプロセッサ	1回1台につき	1,110	
エレベーターマイク装置	1回1式につき	440	
3点電動吊 ^{つり} マイク装置	1回1式につき	670	
ワイヤレスマイク(マイクスタンド [†] 付き)	1回1本につき	2,010	
コンデンサー型マイクロホン(マイクスタンド [†] 付き)	1回1本につき	1,340	
ダイナミック型マイクロホン(マイクスタンド [†] 付き)	1回1本につき	1,110	
マイクスタンド [†] (フロア型、卓上型又は [†] boom型)	1回1台につき	110	
アウンスフェーダー [†] ユニット(マイク1本付き)	1回1式につき	1,230	
補助音響調整卓(32チャンネル)	1回1式につき	1,340	
持込み音響設備(2キロワット以上)	1催事1式につき	12,330	
プロセアムスピーカー(増幅器付き)	1回1式につき	1,110	
サイドスピーカー(増幅器付き)	1回1式につき	890	
ステージスピーカー(増幅器付き)	1回1式につき	220	
はね返りスピーカー(増幅器付き)	1回1台につき	110	
楽 器 設 備			
フルコンサート用ピアノ(外国製)	1回1台につき	6,160	
フルコンサート用ピアノ(日本製)	1回1台につき	3,700	
大太鼓	1回1台につき	1,230	
その他の設備			
オーバーヘッドプロジェクター	1回1台につき	1,110	
移動式スクリーン	1回1台につき	220	
特殊電源	1回1キロワットにつき	670	
一般電源	1回1キロワットにつき	220	
その他の施設を利用する場合			
アップライトピアノ	1回1台につき	1,230	
電子ピアノ	1回1台につき	440	
オーバーヘッドプロジェクター	1回1台につき	890	
スクリーン	1回1台につき	220	
映像音声再生機	1回1台につき	880	
視聴覚装置(移動式)	1回1式につき	890	
音響装置	1回1式につき	220	
ワイヤレスマイクロホン	1回1本につき	670	
有線マイクロホン	1回1本につき	360	
テーブルマイクロホン	1回1本につき	360	

マイクスタンド	1回1台につき	110	
小型ホワイトボード	1回1台につき	550	
展示用パネル	1日1回1枚につき	220	
カセットテープデッキ	1回1台につき	670	
コンパクトディスクプレーヤー	1回1台につき	440	
ミニディスクデッキ	1回1台につき	940	
プロジェクター	1回1台につき	1,100	
展示用白布	1催事1枚につき	1,210	
一般電源	1回1キワットにつき	220	

注 1 ホールにおいて、ホールを利用する場合の項目にない設備等であって、その他の施設を利用する場合の項目にある設備等を利用する場合は、その利用料金を適用する。

2 その他の施設において、その他の施設を利用する場合の項目にない設備等であって、ホールを利用する場合の項目にある設備等を利用する場合は、その利用料金を適用する。

5 駐車場を使用する場合

区 分	利 用 料 金 の 額		
	午前8時30分から午後9時30分まで		午後9時30分から翌日の午前8時30分まで
	基本料金 (最初の1時間まで)	超 過 料 金	泊 料 金
乗 用 車	300円	30分につき150円	610円

ただし、午前8時30分から午後9時30分までの間に連続5時間以上駐車場を利用する場合にあっては、1,500円の定額とする。

6 ロッカーを利用する場合

区 分	利 用 料 金 の 額 (円)		備 考
貸出用ロッカー (大)	1月1区画につき	1,100	2列2段
貸出用ロッカー (小)	1月1区画につき	770	2列3段

7 ホールの割引利用料金

ホールを、利用日の前45日から前10日までに、コーラス、吹奏楽、舞踊、演劇等の練習を行うための利用申込みをした場合の利用料金は、次のとおりとする。なお、利用日の前45日及び前10日が休館日(12月29日から翌年1月3日まで及び臨時休館日)のときは、その翌日とする。

(1) ホールの割引利用料金

区 分	利 用 料 金 の 額			
	午 前	午 後	夜 間	1 日
ホール	20,000円	20,000円	20,000円	57,000円

(2) 上記(1)が適用される場合の具体的な取扱方法は、指定管理者が別に定める。

8 リハーサル室及びレクリエーション研修室の割引利用料金

リハーサル室及びレクリエーション研修室の夜間区分を、利用日の前29日から当日までに、コーラス、吹奏楽、舞踊、演劇等の練習を行うための利用申込みをした場合の利用料金は、次の

とおりとす。なお、利用日の前 29 日が休館日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで及び臨時休館日）のときは、その翌日とする。

(1) リハーサル室及びレクリエーション研修室の割引料金

区 分	利 用 料 金 の 額	
	夜 間	後延長（21時～22時）
リハーサル室	2,500円	500円
レクリエーション研修室	4,000円	1,000円

(2) 上記(1)が適用される場合の具体の取扱方法は、指定管理者が別に定める。

備 考

- 1 及び 7 の(1)の表において、午前とは午前 9 時から正午まで、午後とは午後 1 時から午後 4 時まで、夜間とは午後 5 時から午後 9 時まで、1 日とは午前 9 時から午後 9 時までとする。
- 2 1 の表の時間区分を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、当該利用時間（利用時間が 1 時間未満であるとき又は利用時間に 1 時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1 時間として計算するものとする。）1 時間につき、1 日利用の場合の 1 時間当たりの利用料金の額に 1.3 を乗じて得た額とする。
- 3 特別に利用する電気等の料金について、別に実費を徴収することができるものとする。
- 4 駐車場を利用する場合において、駐車時間に 30 分未満の端数の時間があるときは、当該時間については、30 分として計算するものとする。
- 5 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいうものとする。
- 6 4 の表において、1 回の利用とは、持込み照明設備、持込み音響設備（2キワット以上）、展示パネル及び展示用白布を除き、1 の表に掲げる午前、午後及び夜間の各時間区分における各利用をいい、1 日の利用については、3 回の利用とみなすものとする。

附 則

この料金は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に利用の申込みがなされたものから適用する。